作成日：令和○○年○○月○○日

下請負人となった皆様へ

元請負人：○○建設株式会社

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定により読み替えて適用される建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、次のアからウまでを行っていただく必要があります。**（ウについては、湖西市発注工事の独自項目です。）**

ア　建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社宛てに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく再下請負通知書を提出しなければなりません。

イ　貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する再下請負通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である。」旨を伝えなければなりません。

**ウ　貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対し、「あらかじめ作成建設業者（元請負人）が発注者の承諾を得ない限りは、本工事の競争入札で入札をした者に工事を請け負わせることができない。」旨を伝えなければなりません。（該当者を確認されたい場合には、作成建設業者に問い合わせてください。）**

**随意契約の場合には、下線部を「見積もり合せで見積書を提出した者」としてください。**

作成建設業者の商号

　　 ：○○建設株式会社（元請負人）

再下請負通知書の提出場所

　　 ：工事現場内の現場事務所又は○○建設株式会社